

# コンプライアンス推進規程

2018年9月25日

MF第2018000005号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）のコンプライアンス推進に関し必要な事項を定めることにより、すべての役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢を確立することで財団の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は財団の全ての事業活動に適用する。

2 この規程は、財団の全ての役職員及び委員会の委員（以下、「役職員等」という。）に対して適用する。

### (定義)

第3条 この規程に定める「コンプライアンス」とは、財団の活動が法令、通達、財団の定款及び諸規程並びに社会一般の規範（以下「法令等」という。）を遵守していることをいう。

## 第2章 コンプライアンスの推進

### (役職員等の責務)

第4条 理事長は、この規定の目的を達成するため、コンプライアンス推進に必要な体制の整備及び役職員の研修を含めた維持並びに向上に努めるものとする。

2 コンプライアンスの推進に関する事務は管理・企画部が所掌する。  
3 すべての役職員等は、自らの職務を遂行するに当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 法令等に違反する行為の指示、命令、教唆または強要
- (3) 他の役職員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は默認
- (4) 他社からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承認
- (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為
- (6) 人種等による差別
- (7) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント行為
- (8) 賄賂の収受
- (9) 業務上知り得た情報の第三者への漏洩
- (10) 私的利害の追求及び利益相反行為

(11) 内部通報者への不利益な取扱

4 前項各号に掲げる行為を行った役職員等は、就業規則等に基づく処分が課されるものとする。

(利益相反の防止)

第5条 利益相反の防止に必要な事項は、理事長が別に定める。

(ハラスメント行為の防止)

第6条 ハラスメント行為の防止に必要な事項は、理事長が別に定める。

(情報管理の実施)

第7条 情報管理に必要な事項は、理事長が別に定める。

(資金活用団体等における非違行為の防止)

第8条 資金活用団体及び民間公益活動を実施する団体において財団からの助成または貸付による資金の不正利用等の非違行為を防止するために必要な監査及び監督等に必要な事項は、理事長が別に定める。

(コンプライアンス委員会)

第9条 理事長は、コンプライアンスに係る重要事項については、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の意見を受けた上で決定する。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、委員長1名及び委員1名以上をもってこれを組織する。

2 委員は次の各号に定める事項に該当する者を理事会の決議を得た上で、理事長が委嘱する。

- (1) 利益相反防止、法人のコンプライアンス推進等について深い知識や経験等を有する者
- (2) 財団が直接助成または貸付を行う資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の理事、評議員及び従業員ではない者
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項に規定する各号に該当しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3 委員長は委員会開催の都度、出席する委員の中から互選により選任する。

4 理事長は、利益相反に関する重要事項については、委員会の助言を得た上で決定を行う。

(委員会の招集及び運営)

第11条 委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員総数の半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、委員会に電磁的手法により出席することができる。

4 委員会の審議事項は、出席委員の過半数で決する。

5 理事長が委員会において決議する事項について提案した場合において、当該提案につき委員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会決議があつたものとみなす。

6 会議は非公開とし、委員は会議の内容を他に漏らしてはならない。

（委員会の審議事項等）

第12条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) この規程の改廃
- (2) 役職員等のコンプライアンス推進の状況の調査
- (3) 役職員等のコンプライアンス研修の計画、管理及び見直し
- (4) その他コンプライアンス推進に必要な施策
- (5) コンプライアンス違反行為又はその可能性がある行為（以下、「コンプライアンス違反行為等」という。）に係る事案の調査の実施およびこれに必要な事項
- (6) その他必要な事項

2 コンプライアンスに係る事項を所掌する部署は、委員会の指示の下必要な調査を実施し、必要な事項を委員会に報告する。

### 第3章 コンプライアンス違反等の事故等への対応

（相談）

第13条 役職員は、財団における事故等及びコンプライアンス違反行為等を知った場合、内部通報窓口に相談・通報するものとする。

2 内部通報窓口に関する事項は別に理事長が定める。

（対応）

第14条 委員会は、相談・通報を受けた事故等及びコンプライアンス違反行為等についてその事実関係を調査し、対応する。

2 前項の調査の実施にあたっては、委員会はコンプライアンス推進を所掌する部署に指示を出すことができる。

3 前項の規定にかかわらず、必要があると認められる場合には、委員会は、調査する内容に応じて、関連する部署の職員及び外部の専門家からなる調査グループを設置することができる。

（処分）

第15条 委員会は、前条の調査の結果違反行為が明らかになった場合、その内容を理事長に報告する。

2 理事長は、その内容が就業規則に基づき処分が相当であると判断した場合には、処分する。

（勧告）

第16条 委員会は、是正措置及び再発防止策を講じる必要がある場合、理事長に対して是正勧告を出す。

2 是正勧告を受けた場合、理事長は遅滞なく必要な対策、措置等を講じ、その実施状況を委員会に報告する。

#### 第4章 附則

##### (内部通報者への不利益な取扱の防止)

第17条 内部通報者への不利益な取扱を防止するために必要な保護に関する事項は、理事長が別に定める。

##### (改廃)

第18条 この規程の改廃は、コンプライアンス委員会の意見を受けた上で理事会の決議を得て行う。

#### 附則

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。